

開業助産師による妊娠出産包括支援を
安全に実施するための陳情書

一般社団法人広島県助産師会

会長 吉田康子 公印

開業助産師による妊娠出産包括支援を安全に実施するための陳情書

1. 要旨

- 1) 広島県の産科拠点病院が担う、当該医療圏内の開業助産師による自宅分娩や助産所分娩の後方支援の責務強化について、どのように対応されているか文書で回答されたい。
- 2) 助産所で実施される、妊婦一般健康診査委託単価の増額を図られたい。

2. 理由

- 1) 現在、一般社団法人広島県助産師会は広島県周産期医療ネットワークに加入しておらず、各助産所が産科嘱託医や第三次医療機関等の連携医療機関からの協力を確実に継続的に得ることができていない。従って、助産師による自宅分娩や助産所分娩の安全性が確保できない。これでは、医療法の一部を改正する法律の附帯決議が順守できないと考える。
そこで、広島県として、地方周産期医療の安全性確保の観点から、県内の産科拠点病院が当該医療圏内の自宅分娩および助産所出産を後方支援する責務を強化するために、どのように対応されているかを文書で回答されたい。

参照：医療法等の一部を改正する法律（平成二九年六月一四日法律第五七号）

三、参議院厚生労働委員長報告（平成二九年六月七日）

○附帯決議（平成二九年六月六日）

政府は、安全で適切な医療提供体制を確保するため、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。（中略）

十、妊産婦の異常時の対応については、助産所及び出張のみにより業務に従事する助産師に過度の負担をかけることなく、医療機関との連携及び協力が円滑に行われるよう適切な支援を行うこと。また、「周産期医療協議会」に助産師を参加させるよう、都道府県に周知を図るとともに、妊産婦が急変した際に、「周産期母子医療センター」等への高次施設に搬送可能な周産期医療の連携体制を推進するなど、助産所も含めた周産期医療ネットワークの構築を図ること。右決議する。

- 2) 広島県内の助産所における平成30年度妊婦一般健康診査委託単価は3,500円である。他都道府県では産婦人科医療機関と同額の地域も多く、福岡県では4,520円（再診料710円、妊婦健康指導料2,250円、外来栄養食事指導1,300円、尿中一般物質定性判定量検査260円）である（日本助産師会、2000；福岡県助産師会、2013）。

そこで、広島県内の助産所における妊婦一般健康診査委託単価に妊婦健康指導料を追加して頂き、公費助成の増額を図られたい。

平成30年9月11日

広島県知事
湯崎 英彦 殿

〒731-0121
広島市安佐南区中須1丁目44-26-8
一般社団法人広島県助産師会
会長 吉田康子 公印